

都指定鳥獣保護区特別保護地区内の行為許可について

都指定特別保護地区（法第 29 条第 1 項の規定により都知事が指定する特別保護地区をいう。）内行為許可については、法等に規定する要件が形式的及び内容的に満たされているか否かによることとし、以下のとおり取り扱うものとする。

なお、法第 29 条第 7 項に定める工作物の設置等の許可対象行為であっても非常災害のために必要な応急措置として行うものについては許可を要しない。

○通則

法第 29 条第 7 項に規定する特別保護地区内行為許可に関しては、法、施行令、施行規則及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（東京都規則第 82 号）の規定によるもののほか、以下に定めるところによる。

1 許可に関する審査基準

法第 29 条第 7 項の規定により都知事の許可を受ける必要がある行為の区分に応じた許可に関する審査基準は、次のとおりとする。

ただし、以下に定めるすべての要件に該当するものであっても、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護に重大な支障があると認められる相当の理由がある場合及び当該行為の当然の帰結として予測され、かつ、当該行為と密接不可分の関係にあることが明らかな行為について不許可となることが確実と認められる場合については、この限りでない。

1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

次の各要件のいずれか一つに該当すること。

- ア) 当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除去することができるものであること。
- イ) 当該工作物の設置の方法並びに当該工作物の規模、構造、主要材料及び用途が、設置の行われる土地及びその周辺の土地の区域における鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ウ) 次のいずれかの土地を敷地として建築物を設置すること。
 - a) 特別保護地区が新たに指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して 6 月前において現に建築物の敷地であった土地
 - b) 特別保護地区が新たに指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であった土地
 - c) 現に存する建築物の敷地である土地
 - d) a 又は b の土地に隣接する土地（道路又は水路を挟んで接する土地を含む。）

2) 水面の埋立て又は干拓

埋立て及び干拓の方法及び規模が、当該行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

3) 木竹の伐採

指定区分ごとに掲げた次の要件に該当すること。

ア) 森林鳥獣生息地

伐採の方法（時期を含む。以下同じ。）及び範囲が、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における森林に生息する鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ) 集団渡来地

伐採の方法及び範囲が、集団的に渡来する渡り鳥等の保護又は鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ) 集団繁殖地

伐採の方法及び範囲が、集団的に繁殖する鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

エ) 希少鳥獣生息地

伐採の方法及び範囲が、絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

オ) 身近な鳥獣生息地

伐採の方法及び範囲が、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

2 許可に際しての条件

- 1) 法第 29 条第 7 項の規定による許可に際しては、都知事は法第 29 条第 10 項の規定により条件を付すことができる。
- 2) 法 29 条第 10 項の規定により付された条件が履行されない場合は、法第 30 条第 2 項の規定による中止命令、原状回復命令等あるいは法第 85 条第 1 項第 1 号の規定による罰則が適用され得る。

3 各種行為の主従の判断及び関連行為の取扱い

- 1) 工作物を新築しようとする際に木竹の伐採等を伴う場合など、許可申請の際に法第 29 条第 7 項に規定する行為のうち複数の行為が含まれている場合であって、行為の主従の判断が可能なものにあつては、主たる行為を許可対象行為とし、その他の行為は関連行為として申請書にその旨明記する。
ただし、工作物の設置を行うための敷地を造成するために水面を埋め立てる場合には、水面の埋立て及び工作物の設置それぞれについて許可を要することとする。また、主たる行為以外の行為として申請されている内容が主たる行為に伴って通常必要とされる行為の範囲を超えると判断される場合には、それぞれの行為を許可対象行為とする。
- 2) 発電所の建設と送電線架設など、一定の計画に基づいて行う関連した諸行為については、あらかじめ当該計画の概要を当初の申請書に添付する。

4 許可後における内容の変更

施行規則第 39 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに規定する申請内容を、当該許可を受けた後に変更しようとする場合は、新たな申請を行うものとする。

なお、この場合においては許可申請書に、既に許可を受けたものの変更である旨、当該許可処分の日付及び番号並びに許可に付された条件、その他必要な事項を記載した書類を添付する。